藤枝市認定ビオトープ事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、藤枝市認定ビオトープ認定事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　ビオトープ　生物が生息又は生育する区域（農地、牧草地その他これらに類する土地にあっては、当該土地の全ての区域）であって、在来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第２条第１項に規定する在来生物をいう。以下同じ。）を中心とした生態系の形成及び保全が図られているもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア　所有者及び管理者が明らかであること。

イ　シンボル種（当該区域における保全の対象として位置づけられている当該ビオトープを象徴する生物をいう。）が在来生物であること。

⑵　藤枝市認定ビオトープ　地域生物多様性増進活動（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和６年法律第 18 号）第２条第３項に規定する地域生物多様性増進活動をいう。以下「増進活動」という。）に取り組むビオトープとして市長が認定したものをいう。

⑶　藤枝市保全対象郷土種　藤枝市を含む地域を特徴付ける野生動植物として市長が別に定めるものをいう。

（認定申請者）

第３条　藤枝市認定ビオトープの認定の申請をすることができる者は、認定を得ようとするビオトープにおいて増進活動を行う団体とする。ただし、当該ビオトープが農地、牧草地その他これらに類する土地であるときは、当該土地を管理する個人も申請することができる。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

⑴　藤枝市暴力団排除条例（平成 24 年藤枝市条例第 40 号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。

⑵　その他市長が適当でないと認めた者。

（申請）

第４条　前条の団体等（以下「管理団体等」という。）は、藤枝市認定ビオトープの認定を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて藤枝市認定ビオトープ認定申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

⑴　ビオトープ概要書（第２号様式）

⑵　ビオトープの位置図、区域図及び写真台帳

⑶　ビオトープの面積が分かる資料

⑷　今後３年間の維持管理計画

⑸　団体概要書（第３号様式）

⑹　団体の規約又は定款等、役員名簿、活動記録、総会資料その他団体の活動実態が確認できる書類のうち、市長が必要と認めるもの

⑺　誓約書（第４号様式）

⑻　生物調査結果（生物保全型認定又は総合認定を申請する場合に限る。）

⑼　環境教育に関する活動の計画（環境教育型認定又は総合認定を申請する場合に限る。）

⑽　環境教育活動に係る冊子、チラシその他活動内容を補足する資料であって、市長が必要と認めるもの（環境教育型認定又は総合認定を申請する場合に限る。）

⑾　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（認定）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、及び学識経験者等の意見を聴き、次条第２項の認定の基準に適合すると認めた場合は、当該ビオトープを藤枝市認定ビオトープに認定し、藤枝市認定ビオトープ認定審査結果通知書（第５号様式）及び認定証を管理団体等に通知等するものとする。

（認定区分及び基準）

第６条　藤枝市認定ビオトープの認定区分は、次のとおりとする。

⑴　基本認定

⑵　生物保全型認定

⑶　環境教育型認定

⑷　総合認定

２　藤枝市認定ビオトープの認定基準は、次のとおりとする。

⑴　基本認定の基準は、次に掲げるとおりとする。

ア　ビオトープの増進活動の目的及び内容が明らかであること。

イ　多様な生物の生息又は生育に資する環境が確保されていること。

ウ　市民がビオトープにおける活動に参加し、当該区域を見学し、又はビオトープの内容に関する情報を得ることができること。

エ　認定の日から３年間、適切な維持管理を行う計画を有すること。

オ　ビオトープが土地と一体として継続的に維持管理されるものであること。

⑵　生物保全型認定の基準は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

ア　シンボル種が次のいずれかに該当すること。

（ア）　最新の静岡県レッドデータブックに掲載されている種

（イ）　藤枝市保全対象郷土種

イ　生物調査その他取組状況を確認することができる記録を有すること。

ウ　外来生物対策その他の保全措置を実施し、又は実施する計画を有すること。

エ　ビオトープの面積が、原則として１００平方メートル以上であること。

⑶　環境教育型認定の基準は、第１号に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

ア　環境学習、体験活動その他環境教育に関する活動を継続的に実施し、又は実施する計画を有すること。

イ　安全性及び利便性に配慮した整備又は運営が行われていること。

ウ　ビオトープの面積が、原則として１００平方メートル以上であること。

⑷　総合認定の基準は、前３号に規定する基準の全てに適合することとする。

（認定の条件）

第７条　市長は、第５条の規定により藤枝市認定ビオトープの認定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。

⑴　管理団体等は、認定の日から最低３年間適切な維持管理を行うこと。

⑵　管理団体等は、ビオトープ活動状況報告書（第６号様式）により、活動状況を年に１回（市長が報告を求めた場合にあっては、随時）市長に報告すること。

（市の支援）

第８条　市長は、藤枝市認定ビオトープの維持、管理、普及啓発等に必要な支援を管理団体等に行うよう努めるものとする。

（変更の承認申請）

第９条　第５条の規定による通知を受けた管理団体等は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長が指定する書類を添付した藤枝市認定ビオトープ認定変更申請書（第７号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

⑴　ビオトープの区域

⑵　増進活動の内容（認定区分に影響を与える可能性があるものに限る。）

⑶　管理団体等の情報

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を変更承認通知書（第８号様式）により通知する。

（認定の取消）

第１０条　市長は、藤枝市認定ビオトープ（管理団体等を含む。）について、次のいずれかの事実が判明したときは、認定を取り消すことができる。

⑴　第６条第２項の認定の基準に適合しなくなったとき。

⑵　管理団体等が虚偽その他不正の手段を用いて当該藤枝市認定ビオトープの認定を受けたことが判明したとき。

⑶　管理団体等が第７条に掲げる条件に違反したとき。

⑷　前各号に掲げるもののほか、市長が当該藤枝市認定ビオトープの認定を継続することについて、不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の取り消しをしようとするときは、必要に応じて管理団体等から事情を聴くものとする。

（電子申請）

第１１条　第４条、第７条第２号及び第９条第１項の規定による申請等は、電子情報処理組織（藤枝市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 18 年藤枝市条例第 22 号）第３条に規定するものをいう。）の使用をもって代えることができる。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。